様式第4号（第13条関係）

第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　印

丸亀市成年後見人等報酬助成金支給決定（却下）通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありました丸亀市成年後見制度利用支援事業に係る報酬の助成について、下記のとおり決定しましたので、丸亀市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定により通知します。

１　助成決定

|  |  |
| --- | --- |
| 成年被後見人等 | |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日　（　　　　歳） |
| 成年後見人等 | |
| 成年後見等の類型 | □　成年後見　　□　保佐　　　□　補助 |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日　（　　　　歳） |
| 対象期間 | 年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 報酬助成決定額 | 円 |

２　却下

|  |  |
| --- | --- |
| 理　由 |  |

　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。